

巻頭言

食の安全とは？

玉木 武

1. 食の安全と安心

「安全安心」と一括した言葉、イメージが情緒的な流行語のようになってきました。ところで「安全とは」「安心とは」の詰めた話はあまり聞きません。

私は、安心と安全とはよく似ていますが、根本において全く違うジャンルのものだと考えています。

安全であっても安心してもらえませんか、安心していても安全でないものもあります。安全は、その時代の科学力で決められるものであり、安心は気持ちの上で判断されるものです。

たとえば、遺伝子組み換え食品はどうでしょうか。この食品は科学の粋で安全性が確かめられており、その点からいけば全く心配のいらぬ代物といわれています。ところが、欧米の穀物戦争のあおりで、ヨーロッパ側が「食経験がないし、人間での実験もない。将来どのような悪影響が人にもたらされるかわからない。」と主張して、アメリカからの遺伝子組み換え穀類の輸入に待ったをかけました。アメリカはヨーロッパ諸国に対して人手のかからない安い費用で生産された遺伝子組み換え食品を売り込むためにあらゆる安全データを示したのですが、今のところ不利な状況にあります。さらに近頃ではクローン牛の問題があります。アメリカ保健省のFDA（食品薬品局）はクローン牛の安全性には全く問題はないと言いましたが、日本の識者の中には「それでも私は食べない。」といってる人もいます。

また、長年の食経験から安心して食べているものにも、発ガン性があったり肝障害が考えられるものなど安全ではない食品が、数多く指摘されています。

しかし多くは、食べる量と食べる期間が安全には関係します。よく言われることですが砂糖でも塩でもそうですし、一時米も大変な悪者に見立てられました。

2. 化学物質と危険性

しかし安全問題の最たるものは、化学物質による危険性です。ダイオキシン

やカドミュウム、PCB等々はさておき、食品添加物に関する不安感は長い歴史を持っています。いくら、行政当局が、専門家による安全審査を行い、摂取基準は100万に1人前後の発ガンが疑われるとした数値よりさらに100分の1程度に抑えられていると広報しても、安心とは無関係の反応がしばしばでまいます。

さる大学農学部の名誉教授は「有機栽培や無農薬栽培への無批判な歓迎と信頼がある。」「すべての物質は化学物質であるのに、合成化学物質が天然のものと同質であっても排斥の対象となっており、このような非論理的な主張が情緒的に受け入れられている。」と指摘され、これをふまえ「遺伝子組み換え食品への完全で絶対的な安全という非現実的で到達できない要求とこれらはセットで構成されている」と言われています。

3. 食品危害と微生物

食品による危害の大部分は微生物によるものです。O157やノロウイルス（SRSVと言われていた）のように米国からきた細菌類による食中毒が大きな問題になっていますが、本来日本に存在しているサルモネラや腸炎ビブリオ、カンピロバクターなども注視的になっています。これらは家庭内で発生する食中毒にも大きく関わっており、家庭内の安全対策も無視できません。広島市や長野県では医師の届出を丹念に調べたところ、1名の食中毒者が多数見られ、そのほとんどが家庭内の原因によるものと判断され、消費者教育の必要性を痛感しているといっています。

4. 食の不安をもたらした偽装表示

食肉や米などの偽装表示やカキや農産物の生産地虚偽表示が摘発され、食への不信は、消費者の間に大きく広まりました。これらに加えて不許可の農薬の使用や、添加物の不正使用、輸入農産物などの残留農薬などが発覚し、不安感に輪をかけました。

識者の話によると、偽装や虚偽の表示や広告は食品では日常茶碗事として行われていたようですが、JAS法の改正でそれらが取り締まりの対象となり、表面化したとされています。しかしこれらは食の安全には関係していませんが食品企業に対して不信感をかき立てたことは間違いありません。

このようなことは、食品のみならず、多くの企業の中にも見られ、これを重大視した日経連などは、企業倫理の高揚につとめています。また、企業の不祥事の続発にからみ「企業の社会的責任（CRS）」という概念をとりいれ「法令

遵守」「地域貢献」「環境対策」を積極的に実践する企業も出ています。

5. トレイサビリティ（生産流通履歴情報による追跡可能性）の運用

食品企業のなかでは、表示違反を排除する意味で、トレイサビリティシステムの導入を農水省からの国庫補助金を得て進めています。これは生産から流通、商店の店頭まで一貫した商品の流れを記録し、消費者の知る権利、商品購入時の選択への便宜を提供しようとするものです。現在では、食肉について実施されていますが、将来はそのほかの農産物や加工品にまで業界としては広げたい意向です。はてさて、それがまた偽装表示とならないためにはどうするかがこれからの問題です。このシステムには業者の大変な労力と誠実さが不可欠で、膨大な量の農産物などの流通の中で履歴情報が正確に正しく書き込まれているか、また間違いのない記録がきちんと保管できているかなど、この運用についてのチェックが難しいことから業者、生産者の倫理観も必要となります。

6. 食品衛生法と消費者

食品衛生法の抜本的改正や消費者保護行政の精力的な取り組みから、消費者からの意見や提案などが行政に届くようになりました。それとともに身近になった行政に安堵して消費者の行政依存が増すことが懸念されます。現時点で行政や業界でできることとできないこと、さらに食品がどのように作られ、行政がどのような理由でそれを認めてきているかなど、消費者は知るように努めなければなりませんし、また生産地や生産方法に対する良心的な業者の選択、産地や種による食味の違いを判断する能力を高めることも、偽装虚偽表示に対する毅然たる姿勢を示すことになりましょう。

安心とは、相手となる人間がいることです。そこには信頼関係が作られなければ安心という道筋はできません。

安全は科学であり、物質の素材や機能が有用で無害であることを極めることです。

安全問題には、もちろん業者に一義的な責任があり、行政はその監視指導などを責務としますが、消費者も全く受け身ということではできません。今、食の安全には関係する皆さん方が、食の安全を求めて同じ土俵に上がり、立場立場で積極的な努力をする必要があるとされています。

（日本食品衛生協会 副理事長）